



離婚給付契約公正証書

(確約事項)

第■条 AとBは、今後、互いに相手方のプライバシーを尊重して相手方の生活に干渉してはならず、それぞれ相手方を誹謗中傷し、又は離婚原因をみだりに口外するなど、相手方の名誉を傷つけ又は感情を害する行為をしてはならない。